

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]
[Redacted]

同代理人

[Redacted]

弁護士 [Redacted]

処 分 庁

[Redacted] 所長

審査請求人が、平成24年2月20日付けで提起した生活保護法に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成23年12月22日付けで行った保護廃止決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成23年12月22日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護廃止決定処分(以下「本件廃止決定」という。)の取り消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 経緯

ア 請求人は左股関節唇損傷のため、平成23年9月26日に関節唇形成手術を予定しており、最低、術後約4週間入院と3ヶ月の安静を必要とする見込みであり、少なくともその間は休職が必要であったため、同月15日、生活保護を申請した。同申請は受理され、保護が開始された。

イ 9月15日もしくは9月20日頃、担当のケースワーカー(以下「担当者」という。)と会った際、請求人は、担当者に「退院後は、しばらくはマンションで1人で生活することは難しいと思う、おそらく実家のお世話になる事になると思うのですがそれは大丈夫なのでしょうか」と質問したところ、「生活保護というのは、活用できる全てのものは何であれ活用するというのが基本の考え。もちろんOKです。ご家族なんですから。」と回答された。つまり、この時点で、請求人は、退院後、実家に戻ることにについて、既に届け出ており、担当者はこれについて、何ら異議を言ったり指導指示することなく、むしろ、マンションで生活するのは難しい旨理解を示し、問題なく了承していた。

ウ 平成23年9月22日、請求人は、[]病院（以下「[]病院」という。）に入院し、同月26日に関節唇形成手術を受けた。当初は3～4時間程の手術予定であったが、中を開けると状態がひどく、手術は5時間ほどかかった。

エ 同年10月3日、担当者が[]病院に来院し、9月15日～30日までの支給分、生活保護についての冊子、他手続のための必要な書類を持参した。請求人は発熱と痛みがあり、ベッドから動けず、また、左足に体重をかけてはいけなかったため、ほぼ寝たきり状態で、移動は車椅子を使わなければいけない状態であった。

オ 同年10月5日、請求人が入院中であったため、請求人の母親（以下「母親」という。）が代行して、処分庁に10月分の生活保護費を取りに行った。その際、担当者に請求人の具合を聞かれ、母親がかなり痛みがあることを伝えると、担当者は励ましの言葉をかけた。

カ 同年10月5日から25日の間に、請求人は担当者に2回ほど電話し、転院する旨伝えた。当時、請求人は、担当医から、術後の発熱、痛み等でリハビリのスタートが少し遅れること、手術時の足の牽引による後遺症（しびれ、すねの痛み、関節のゆるみ）、血流（血行）障害等により治癒が遅れていること、また、しびれ、痛み等の後遺症が治るのは時間がかかる、月単位で考えてと言われていた。また、リハビリ医からも、これが治るのは時間がかかり、薬が効くのも徐々であるため、最低3ヶ月はかかるとと言われていた。さらに執刀医からも、元々体の関節が全体的にゆるい為、その分、足首、ひざ、股関節の痛みは治りが遅いものもあると言われていた。請求人は、これら医師らに言われたことを担当者にも伝えていた。担当者からは、「会った時も動くどころではない状態だったし、全然まだ入院

が必要と感じていたので、転院できて良かったです。」と言われた。

キ 平成23年10月26日、■■■■病院へ転院。翌27日、担当者に転院した旨連絡した。

ク 同年11月4日、請求人が入院中であったため、母親が代行して、処分庁に11月分の生活保護費を取りに行った。担当者に具合を聞かれ、車椅子、松葉杖から何とか杖に変わり、リハビリ中である旨伝え、励ましの言葉をかけてくれた。当時、請求人の状態は、股関節痛は以前より少しましになり、院内のみ杖付きで歩行可能となったが、太股、膝の痛み、しびれ等があった。同日頃から、身体に異変があったため、難病指定の病気の疑いがあるため、検査を受けた。

ケ 同年11月15日、■■■■病院を退院し、実家へ戻った。退院時、リハビリ医によれば、股関節の手術をした後は、段差や階段を上ること自体、股関節の負担になるため、できる限り避けなければならず、ましてや請求人のマンションのような、手すりが無く、急な階段を上り下りすることは絶対に避けなければならないとのことであった。したがって、請求人は退院後、マンションで1人で生活することは到底無理であった。退院翌日、諸々の用事で母親の付添のもと出かけたが、帰宅時にひどい股関節痛を起こし、その後、5日ほどまともに歩けず、着替えや入浴等一切1人では出来ない要介護状態になってしまった。

コ 同年11月21日、■■■■病院へ、難病指定の検査結果を聞きに行った。結果は陰性であった。また、座骨神経痛のような症状もあったため、後日、腰のMRI検査をすることになった。この検査は、その後、同年12月2日に行い、その結果、ヘルニアが数カ所増えていることが判明した。医師からは、

「今は手術しなくても良いが、無理をすると腰痛は必ず出る、また股関節痛も出る」と言われた。

サ 同年11月22日、請求人は、交通費の申請用紙、医療券の受け取り等のため、処分庁に行った。担当者に対し、身体の状態を詳しく説明し、退院してからの外での生活の大変さ、負担の多さ、入院時とは全く違うこと、元に戻る、自分で生活していくことはまだまだ無理そう、とにかく、年内年始はこのまま、ゆっくり実家で療養しようと思う旨、伝えた。担当者は、「とにかくあせらず、じっくり治して下さい。」と言った。その際、担当者から、実家での療養について異議を言われること無く、何らかの指導指示をされることもなかった。

シ 同年11月24日、手術をした■■■■病院の退院後の1回目の検診があった。手術の執刀医から、治りが遅めである、癒着を防ぐ努力をすること、負担をかけることが多いようなのでそれをしないこと、和式トイレや、しゃがんで立つといったスクワットの動きは厳禁、股関節が90度以上曲げてはいけないので、曲げないで生活する工夫を最低あと1ヶ月はするよう、強く言われた。また、転んだりしないようにとも言われた。

ス 同年11月30日、請求人は、受給用紙をもらうため、民生委員と夕方、■■■■駅で会った。前記ケについて、民生委員にも話した。民生委員は請求人がマンションでの生活の困難さを話す前から、「あのマンションは絶対ダメ、危険だし、普通の人でも3階まで上るのはすごく大変。何か良い物件は無いかしら」としきりに言っていた。請求人は、自分も他を探すことを考えていること、また、そういう状況なので、しばらく様子を見ながら実家に一時的にお世話になろうと考えていることを伝えた。民生委員は、「とにかくあのマンションでの生活は絶対無理だからいけない。私も良い物件探すとくわね」と言っていた（担当者は、後日、民生委員から請求人が実家に戻ってい

る旨聞いたと、担当者自身、12月27日の請求人との電話のやりとりで述べている)。

セ 同年11月下旬頃、 の医療保険の共済金について、担当者と電話で話した。その際、担当者は「請求人の場合、あと6ヶ月はリハビリも必要だと思うので、生活保護が必要だと思う。しっかりされているし、管理もきちんとしていて感じているので、保護を一旦『休止』として、ご自身で生活をし、無くなったら保護を再開するという事もできるので、そのやり方の方がいいんじゃないか」と言った。

ソ 同年12月5日、請求人は風邪を引き、動けなかったため、母親が代行して、処分庁に12月分の生活保護費を取りに行った。その際、担当者の表情、雰囲気は今までと違い、母親が提出した受給と交通費の申請書を見た瞬間、「これはあきません、もしかしたらと気にはなっていたんやけど、これやと家(実家)にいてるって事になるでしょ」と言った。母親は、実家にいることについて担当者は以前から承知のはずなのに、どうしてそのようなことを突然言われるのかととまどった。担当者がきつく詰め寄ってきたため、母親は動揺しながらも「週に1日くらいのところを週に3日とか徐々に増やしてマンションでの生活が出来るだけ早く出来るよう努め、娘にもその相談をします」と答えた。担当者は「私の方から請求人に電話します。」と言った。母親はすぐに請求人に電話をし、経緯を話し、担当者からすぐに電話がかかってくると思うからと伝えた。しかし、結局、担当者から請求人に電話がかかってくることは無かった。請求人の当時の状況は、12月3日から20日頃まで、風邪が治らず容体が悪く、また、前記コのとおり、ヘルニアが増加し、足への影響もあったため、実家で介護を受けながら、リハビリにのみ何とか外出できる状況であった。それでもマンションのメンテナンスや郵便物等も気になっていた為、同月12日にいったんマンションに戻るも、階段から落ちかけ、

まだまだマンションで生活するのは無理だと感じた。やはり当面は実家での介護が必要であり、また他のマンションを探す必要性も感じ、担当者から電話があった際に、それを伝え、相談しようと考えていた。

タ 平成23年12月16日付「法第27条第1項による指導指示書（通知）」がマンションに投函される。指示事項として、「平成23年12月5日にあなたの母親から、11月分の通院交通費申請書を受領しましたが、あなたの実家である■■■■団地と記載されています。被保護者は、法第61条の規定により、居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに届出を行う義務があります。あなたの居住実態を把握するため、下記の履行期限までに処分庁に来所し、11月分の通院交通費申請書の記載に関して説明すること、また、現在の生活状況について報告することを指示します。」と記載され、履行期限は「平成23年12月19日」とされていた。請求人は、前記ソのとおり、容体が悪く歩行困難であったためマンションに行くことができず、投函に気付くことができなかった。

チ 平成23年12月21日付「弁明の機会の付与（通知）」がマンションに投函される。同書には、生活保護廃止の決定処分を予定している旨記載され、弁明の機会を付与するとして、平成23年12月22日15時（すなわち同書作成日の翌日）に処分庁に来るよう、指定されていた。処分をしようとする理由として、「あなたの居住実態を把握するため、履行期限までに■■■■に来所し、11月分の通院交通費申請書の記載に関して説明すること、また、現在の生活状況について報告することを指示しましたが、未だ履行されていないため。」と記載されていた。請求人は、前記ソのとおり、容体が悪く歩行困難であったためマンションに行くことができず、投函に気付くことができなかった。

ツ 「平成23年12月21日午後13時10分頃担当者が訪問しました。」「担当者に電話してください。本日PM4時30分～PM5時30分迄」等が記載された用紙がマンション扉に挟まれていた。もともと、請求人は前記ソのとおり、容体が悪く歩行困難であったためマンションに行くことはできず、上記メモに気付くことができなかった。

テ 平成23年12月25日頃に民生委員から受給用紙について連絡があるはずであったが、連絡が無かったため、翌26日、民生委員に電話したがつながらなかった。翌27日の朝に電話がつながったが、用紙について届いていないし分かりません、担当者に聞いてと素っ気なく言われた。そこで、そのまま午前8時頃、処分庁に電話をかけるがつながらず、その後担当者から電話があり、生活保護が廃止になった旨伝えられた。請求人は、突然のことに大変驚き、事情や身体の状態について1時間ほど説明したが、「家族と相談して下さい。」「不正受給とも言える。」などと言われ、全く取り合ってもらえなかった。

ト その後、平成23年12月22日付「保護廃止決定通知書」がマンションに郵送されてきた。廃止の理由には「法27条指導指示違反（居住実態不明）」である旨記載されていた。

ナ 平成24年1月18日、請求人の代理人同行の上、処分庁にて担当者と面談した。請求人が「電話をくれると言ったのにどうしてくれなかったのか」と聞くと、担当者は「もし電話をすると、その時だけマンションに戻る人が多いので」と答えた。

ニ 実家の家族は生活が困窮しており、請求人に援助できるような状況では全く無い。請求人は、生活保護が廃止処分となってしまうため、平成24年1月6日以降、リハビリに通うことができず、生活は非常に困窮している。しかし、実家は手術後の一時のみの仮住まいであり、独り暮らしが可能になれ

ばマンションに戻る予定であり、現在もマンションの家賃を支払っている。

(2) 違法性ないし不当性

ア 法27条第1項に基づく指導指示は、原則として、口頭で行わなければならないが、本件指導指示は違法・不当である

(ア) 法27条第1項の「指導又は指示」は、口頭により直接当該被保護者（これによることが困難な場合は、当該世帯主）に対して行うことが原則とされ、口頭による指導指示を一定期間行ったにもかかわらず、指導指示の目的を達せられなかったとき、又は目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によることが困難なときは、文書による指導指示を行うこととされている（局長通知第11-2-(4)）。

(イ) 本件において、処分庁は、実家での一定期間の療養について、平成23年12月3日に母親が処分庁へ訪れるまで一切、指導指示をしたことはなかった。むしろ、請求人の方から、何度も、実家での療養についてすすんで報告し相談していたし、その際、処分庁は、全く異議を言うことはなかった。生活保護が開始された9月当初に尋ねたときには、むしろ実家での療養は生活保護の趣旨に合致する旨告げられ、その後、告げた際も、ゆっくり療養するよう言われていた。請求人としては、実家療養について大丈夫だと確認できていたため、安心して他の方法等を考えることはなかったのである。

また、平成23年12月3日に、処分庁は突然、母親に対して、実家での療養をやめてマンションに戻るよう言い、その後、請求人に電話すると告げながら、処分庁から一切電話等により、口頭で指導指示されることはなかった。母親は請

求人本人でも当該世帯主でもなく、母親に告げたことは指導指示に当たらない。請求人に直接、口頭で指導指示して初めて、実家での療養の必要性や期間、またはそれ以外にどのような方法が可能であるか（例えば階段の無い他のマンションに移る、実家近くのマンションを探すなど）を話し合うことができ、請求人の最低生活を保障しながら十分療養もできる方法を見つけることができるのである。

平成24年1月18日の面談において、処分庁は、請求人に電話しなかった理由について、「もし電話をすると、その時だけマンションに戻る人が多いので」と述べている。すなわち、電話をするとマンションでの生活を装うことを警戒して、故意的に電話をしなかった、口頭での指導指示を避けたことを認めているのである。

したがって、処分庁は法27条第1項に反し、違法であり、かかる手続の瑕疵があるため、本件廃止決定は違法である。

イ 法27条第1項に基づく指導指示を文書により行う場合は、被保護者に十分に説明した上で手交しなければならず、本件指導指示は違法・不当である

(ア) 法27条第1項の「指導又は指示」を文書で行う際、指導指示書を当該被保護者（これによることが困難な場合は世帯主）に十分に説明した上で手交することが原則とされている（平18・3・30社援保0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）。

(イ) 本件は、請求人のマンションの郵便ポストに投函されただけであり、何ら説明もされず、手交でもなかった。処分庁は、請求人の身体の状態等について十分把握していたし、そもそも実家で療養していたことについて分かっていたのであるから、郵便ポストに投函されても、当該文書をすぐに見る

ことは困難であることは十分に分かっていた。その上であえてこのような方法で文書の交付を行ったのである。

そして、12月16日付の文書でありながら、3日後の19日までに来所するようにといった指導指示であり、請求人がすぐに文書を見ることができなければ、履行不能な指導指示であった。また、仮に文書を見ることができたとしても、請求人の身体の状態からして、すぐに処分庁に来所することは極めて困難であった。

すなわち、本件指導指示は、処分庁のこのような文書の交付方法、指導指示通知書の内容からは、請求人から説明を聞き、請求人にとって最も良い方法を制度の枠組みで検討するといった姿勢は一切うかがわれず、「生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な」指導指示（法27条第1項）とは到底言えないものだったのである。

したがって、この点からしても処分庁は法27条第1項に反し、違法であり、かかる手続の瑕疵があるため、本件廃止決定は違法である。

ウ 弁明の機会を十分に与えておらず、本件弁明の機会の付与は違法・不当である

(ア) 法62条第4項は「前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」と規定されている。

この規定の趣旨は、保護の廃止等は、被保護者にとって、重大な不利益処分であることから、それらの処分をする場合には、被保護者が予め準備をしたうえで弁明の期日に出席し、その場で意見を述べ、自らの利益を防御することを保障する点にある。

(イ) 本件は、前記(2)のイと同様、処分庁は、請求人の身体の状態等について十分把握していたし、そもそも実家で療養し

ていたことについて分かっていながら、弁明の機会の付与の通知書をマンションの郵便ポストに投函した。

しかも、12月21日付の文書でありながら、丸一日も経たない翌22日15時を弁明の機会の日時として指定してきたのである。一般的に見ても、このような切迫した期日の指定は、請求人が十分に弁明を準備し自らの利益を防御することは非常に困難であるし、指定された期日までに当該文書を見ない可能性は十分あり、このような通知では、弁明の機会を与えたことには到底ならない。

(ウ) さらに、本件においては、処分庁は請求人の身体の状況や実家での療養などを十分把握していたのであるから、当該文書を見ない可能性が十分高いことを分かりながら郵便ポストに投函し、弁明の機会を実質的に与えなかったのである。

(エ) 平成14年12月26日付岡山県知事裁決は、平成14年9月27日に弁明の機会付与通知書（指定日時同月30日）を郵便受けに投函したが、請求人は同月27日から30日まで病院に入院しており通知書を期日までに見ることができなかったという事案において、弁明の準備を行う時間を与え、十分な主張と立証を尽くさせるという法が予定する目的を満たしているとは言えないとして、保護廃止処分を取り消している。

(オ) 本件においても、上記のとおりである以上、弁明の準備を行う時間を与え、十分な主張と立証を尽くさせるという法が予定する目的を満たしているとは言えないのであり、かかる重大な手続上の瑕疵がある以上、本件廃止決定は取り消されるべきである。

エ 仮に本件において指導指示義務違反があったとしても著しく軽微なものであり、本件廃止決定は違法である

(ア) 生活保護の廃止は、被保護者に重大な不利益を与えるので、慎重にしなければならない。福岡地判平成10年5月26日(判タ990・157)は「指示違反を理由に被保護者に不利益処分を課す場合には、被保護者の保護の必要性にも十分配慮する必要がある、特に保護の廃止処分は、被保護者の最低限度の生活の保障を奪う重大な処分であるから、違反行為に至る経緯や違反行為の内容等を総合的に考慮し、違反の程度が右処分に相当するような重大なものであることが必要であって、それに至らない程度の違反行為については、何らかの処分が必要な場合でも、保護の変更や停止などのより軽い処分を選択すべきである」と判示している。

(イ) 本件廃止決定の理由は「法27条指導指示違反(居住実態不明)」である。すなわち、請求人の「居住実態を把握するため、下記の履行期限までに処分庁に来所し、11月分の通院交通費申請書の記載に関して説明すること、また現在の生活状況について報告をすることを指示します。」(指導指示通知書)という指導指示に違反したことが理由として挙げられている。

しかし、前記(2)のア、イのとおり、そもそも、本件指導指示は違法であるし、さらに、実質的に見て、処分庁は請求人の従来の説明により居住実態を十分に把握していた以上、居住実態は何ら不明では無かった。要は、単に指導指示通知書に指定された履行期限までに来所しなかったことをもって指導指示違反として保護を廃止したのである。このような指導指示違反は、仮に指導指示が適法であったとしても、極めて軽微なものであり、この違反を理由に保護を廃止することは違法である。

オ 本件廃止決定は理由が無く、違法・不当である

(ア) 処分庁は平成24年1月18日の面談において、マンションに居住実態があると装わないように、故意的に口頭の指導指示をしなかった旨認めている。その他、指導指示通知書や弁明の機会付与通知書を郵便ポストに投函したり、メモをマンションに挟んだり、切迫した期日指定をしたりしたのは、全て、マンションで生活をしていないことを確認手段として行ったことだとうかがわれる。

(イ) 確認手段としてこれらの行為を行うことは権限の逸脱・濫用であり、違法であることは免れないが、そもそも、本件請求人の身体の状態、マンションの状況からして、退院後一定期間、実家で仮住まいをして療養することは、何ら居住地・世帯の構成の異動に当たらない。現にマンションの家賃は払い続け、請求人と、同居する他の家族とは全く生計も別に立てているし、本件廃止決定時（平成23年12月22日）は、請求人が病院を退院（同年11月15日）して、わずか1ヶ月強のことである。このような状況で、実家での一時的な療養をも許されないというのは、あまりに酷であり、法1条の目的に反するのである。

したがって、本件廃止決定は、この点からしても全く理由は無く、違法・不当である。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

(1) 平成23年9月15日付けで、請求人は処分庁に対し「平成23年9月22日から入院、手術による長期離職又失業保険も切れ生活が困難である為」を理由に、請求人の単身世帯として保護開始申請を行い、同日付けで、請求人の保護が開始されたこと。

(2) 平成23年12月16日付けで、処分庁は請求人に対し、法第27条の規定により、文書による指導指示（以下「本件指導指示」という。）を行ったこと。なお、本件指導指示書には、指示事項として「平成23年12月5日にあなたの母親から、11月分の通院交通費申請書を受理しましたが、あなたの居住地はあなたの実家である■■■■団地と記載されています。被保護者は、法第61条の規定により、居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに届出を行う義務があります。あなたの居住実態を把握するため、下記の履行期限までに処分庁に来所し、11月分の通院交通費申請書の記載に関して説明すること、また、現在の生活状況について報告することを指示します。」との記載があり、履行期限を同月19日とする記載があること。

(3) 平成23年12月21日付けで、処分庁が請求人に対し、法第62条第4項の規定により、同月22日15時に弁明の機会を付与するとの通知を文書により行った（以下「弁明の機会付与通知」という。）こと。なお、弁明の機会付与通知には、上記(2)によって指導指示した事項が、未だ履行されていないと認められたため、法第62条第3項の規定により、保護廃止の決定処分を予定しており、付与する弁明の機会に正当な理由なく出席しないときは、同処分を行うことがある旨の記載があること。

(4) 平成23年12月22日付けで、処分庁は請求人に対し、本件廃止決定を通知したこと。なお、本件廃止決定通知書には、廃止の理由として「請求人の法27条指導指示違反（住居実態不明）により廃止します」との記載があり、廃止年月日を同年12月23日とする記載があること。

(5) 平成24年3月21日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁

明書（以下「弁明書」という。）には、以下の記載があること。

ア 請求人は、平成23年9月15日に左股関節唇損傷の病状があり、生活保護基準に該当して受給された。9月22日に■■■■病院に入院して手術が必要になり、治療専念することになった。

イ 10月3日に担当者が■■■■病院に面会をして、法の概略を説明行った。そして9月分日割分の生活保護費支払いを行った。また、10月分の生活保護費についても10月5日に支払い出来る説明も行った。

ウ 10月5日に10月分の保護費の支払日に、母親が来所。10月分の保護費の支払いを行った。請求人の病状について、母親に尋ねるも「昨日よりリハビリ治療を開始したが術後の経過はドクターの予想より悪く入院が長引くかも知れない」との話であった。

エ 10月26日に■■■■病院より、■■■■病院へ転院されたと電話連絡有り。

オ 請求人より転院については、術後神経を損傷していることがわかりリハビリに時間がかかる為にリハビリ治療の転院との話であった。治療期間について1ヶ月は治療が必要であるとのこと。

カ 請求人より11月15日に■■■■病院を退院した、今後は週に3回同病院にリハビリ治療を行うとのこと。

キ 11月22日に請求人が来所。退院後の追加支給保護費の支払いを行った。その時に外来通院交通費申請書の申請説明を行った。来所時は杖を使ってゆっくりと一歩ずつの歩行であった。

肘にも支障をきたし検査中との話であった。

ク 12月5日に、12月分保護費の支払日に母親来所。請求人は風邪をひいた為、母親が代わりにもらいに来たとのこと。その時に請求人の11月分外来通院交通費申請用紙の提出有り（以下「本件通院交通費申請」という。）。内容を確認してみると居住地が■■■■であるのに、バス乗車地が実家の■■■■団地になっていた。母親に対して「どういうことか」を問うと「退院後、■■■■の居住地は階段があるので実家で生活していた」との話（現在も）。母親より「すみません娘に家に帰るように言って聞かせます」との返事であった。

ケ 12月15日、請求人に対して居住実態の確認と外来交通費申請書の記載内容について説明を求める為に、法第27条第1項による文書指示を行うこととする。

コ 12月15日、■■■■市水道局に電話して、水道料金の確認を行うもマンションの為、個別確認は出来なかった。同日、関西電力に問い合わせを行ったところ10月分（9月21日～10月20日）について27kw、11月分（10月21日～11月20日）について23kw。一人暮らしの平均kwは200kwは使用しているとのこと。よって、居宅生活はしていないと判断される。11月15日に退院して居宅生活をして、11月分6日間は居宅であり10月中では9月21日のみ居宅（9月22日より入院されている）。11月分の方は居宅生活が多いはずと思われるのにkwが少ない。

サ 12月16日、家庭訪問（中略）、インターホンを押すが応答せず1階の郵便ポストに本件指導指示書を投函。12月19日履行期限記載。

シ 12月19日、請求人の来所もなく電話連絡も無かった。
よって、法第62条第4項の規定により弁明の機会を設け居住
実態の違反について説明を待つこととする。12月22日
(木)15時までと記載。

ス 12月21日、家庭訪問(中略)、インターホンを押すが応
答せず1階郵便ポストに弁明の機会付与通知書を投函しようと
するも、12月16日に投函の本件指導指示書が入ったままで
あった。また、居住地のマンション■■■■号室ドアにメモ用紙
も挟み込んだ。再度、1階の郵便ポストに弁明の機会付与通知
書を投函した。

セ 12月22日15時過ぎ頃まで待っていたが、電話連絡もな
く来所もなかった。

ソ 12月23日17時頃に、請求人の法第27条第1項と法
第62条第3項の規定によりの廃止処理を行った。

タ 12月27日10時に携帯電話に連絡。居住実態は実家であ
るとのこと。生活保護の廃止の経緯、廃止通知を送付すること
も説明した。

チ 平成24年1月18日、帰宅地より、請求人と同代理人来所
有り。今回の請求人ケースの廃止の経緯を担当者より、説明を
行った。

ツ 今回、入院治療とリハビリ治療を行って居宅生活をすると
いうことで帰宅しているにもかかわらず、生活保護での届出義務
に関して守られていない。その一つに、外来通院交通費申請書
についても実家より近いバス停留所の乗車場所を記載している
こと。保護費についても、母親が取りに来たりしているのに居

その後も浴槽を洗うことなどとても出来ない状態だった。しかし、医師から、とにかく筋肉が強張るのを防ぐためにも、毎日入浴し、ほぐすように、と言われており、入浴はとても重要なものであったが、浴槽すら洗えない以上、マンションでの生活はやはり困難で実家に居ざるを得なかった。

ウ 普通に電話連絡等で説明を求めれば、きちんと誠実に答えたのであり、今後の生活の仕方、方向性についても ████████ の指導に沿って、折り合いをつけながら決めることができたはずである。

2 判 断

(1) 法第27条第1項には、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。

また、法第62条第1項には、被保護者は、保護の実施機関が、「第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条第3項には、保護の実施機関は、被保護者が、その「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」としている。

なお、この場合には、同条第4項により、保護の実施機関は、「保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と規定されている。

(2) 法第19条第1項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以

下「福祉事務所」という。)を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」とし、その第1項第1号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」と定めている。この場合の、居住地とは、客観的な居住の事実のある「すまい」であり、居住事実の継続性若しくはその期待性が具わっている場所と解されている。

(3) 法第61条には、「被保護者は、(中略)又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときには、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めており、この届け出については、書面に限る趣旨でなく口頭でもよいと解されている。

(4) 本件についてみると、前記第2の1の(2)ないし(6)の認定事実のとおり、処分庁は、請求人から申請のあった通院移送費申請書に請求人の実家の最寄りのバス停所の乗車場所が記載されていたことから、前記(2)に照らして請求人の居住実態を把握するため、請求人に対し、通院移送費の記載の説明と現在の生活状況の報告のため指定した日時に来所するよう本件指導指示を行ったところ、請求人がその日時に来所せず、また、連絡もなかったことから、前記(1)の弁明の機会を付与する手続きを経て、本件廃止決定を行ったことが認められる。

(5) 請求人は、本件通院交通費申請以前にも、実家での療養について、担当者に報告、相談していたので、処分庁は請求人が実家で療養していたことについて分かっていた旨主張する。

これに対し、処分庁は、入院治療とリハビリ治療を行って居宅生活をするということで請求人は帰宅しているにもかかわらず、前記(3)の届出義務も守らず、実家にほぼ在住している旨主張しており、請求人と処分庁の主張が相対している。

処分庁及び請求人から審査庁に提出された保護の記録等挙証資料などからは、請求人が担当者に対し、実家での療養について、報告、相談しているとの請求人の主張に足るだけの事実関係の記載が見受けられず、この限りにおいて、処分庁の主張するとおり、請求人は処分庁に対し、前記(3)に基づく届出を行っていないともいえなくもないが、仮に、当該届出が行われていないとしても、請求人が■■■■病院を退院した後から本件廃止決定までの間、請求人はそのほとんどが実家で居住していたことについては、双方争いがないところである。

- (6) 処分庁は、本件廃止決定に当たっては、前記(1)に基づき、指導指示と弁明の機会の付与を行っていることから正当である旨主張する。しかしながら、前記第2の1の(5)のサ及びスの認定事実のとおり、本件指導指示書及び弁明の機会付与通知書のいずれも、請求人が不在であったため、処分庁の職員がマンション1階の郵便ポストに投函したものであるが、本件指導指示書については、前記第2の1の(5)のスの認定事実のとおり、弁明の機会付与通知書を郵便ポストに投函する時に、同ポストに投函されたままであることから、その時点において請求人はその指示書を受け取っておらず、その内容も承知していないにもかかわらず、前記第2の1の(3)の認定事実のとおり、「同指示書によって指導指示した事項が、未だ履行されていないと認められた」と記載した弁明の機会付与通知を投函しており、また、前記第2の1の(3)及び(5)のスの認定事実のとおり、弁明の機会の日時が投函の翌日であり、その期間が極端に短く、弁明の機会を十分保証しているものとはいえないことから、本件においては、前記(1)のあらかじめ当該処分の理由等を通知することとした趣旨に基づいた適正な文書指示や弁明の機会の付与が行われたとはみることとはできず、処分庁の主張は認められない。

(7) 処分庁は、保護費を母親に代行で受け取りを依頼しているの
であるから、住居地の郵便物等の受け取りも母親に依頼すべき
である旨主張する。その趣旨は、母親に郵便物の受け取りを依
頼しておれば、請求人は本件指導指示書及び弁明の機会付与通
知書を掲載された期日までに見ることができたというものであ
ると考えられるが、処分庁は、前記第2の1の(5)の夕の認定
事実のとおり、本件廃止決定後、請求人の携帯番号に連絡して
いることが認められることから、本件においては、前記第2
の1の(5)のシ及びセの認定事実のとおり、処分庁は、指導指
示や弁明の機会の日時まで、請求人の連絡を待つみの対応で
はなく、むしろ同様に請求人に対し携帯番号に連絡することや
前記(5)のとおり、請求人がそのほとんどが実家で居住してい
たことを承知していたことから実家に連絡することによって、
請求人に本件指導指示や弁明の機会の付与を知らせることが可
能であったと思料されるため、必ずしも住居地の郵便物等の受
け取りを母親に依頼すべきとはいえず、処分庁の主張は認めら
れない。

(8) したがって、本件廃止決定については、手続き上に瑕疵が
あったといわざるをえず、取り消すのが妥当と判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して
主文のとおり裁決する。

平成24年5月29日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎

